

法人会ニュース


 福岡中部法人会
 ホームページはこちらから

●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆ 「新設法人会説明会」のご案内
- ◆ いちごプロジェクト 2025 冬
- ◆ ほうじん 新春号
- ◆ オンラインセミナーのご案内
- ◆ Chubu Report 第3号

●本部等の行事

月	日	曜	内容	
1	16	(金)	八王子法人会 懇談会	15:00～17:00 於:事務局会議室
1	21	(水)	税制委員会	15:00～16:00 於:事務局会議室
1	26	(月)	全法連 事務局セミナー	13:00～17:00 於:
1	30	(金)	新春会員交流会	18:30～20:50 於:ソラリア西鉄ホテル福岡

●支部の行事

月	日	曜	内容	
1	19	(月)	(第2支部) 医療健康セミナー	～ 於:大名公民館
1	22	(木)	(第12支部) 新年会	19:00～21:00 於:炭焼きはすの

●青年部会の行事

月	日	曜	内容	
1		()	役員会	17:00～18:00 於:大同生命ビル会議室
1	22	(木)	賀詞交歓会	19:00～21:00 於:イル・コルティール

●女性部会の行事

月	日	曜	内容	
1	29	(木)	役員会	11:00～12:00 於:事務局会議室
1	30	(金)	絵はがき表彰式	18:40～18:55 於:ソラリア西鉄ホテル福岡

(I) 税務カレンダー

- 1月5日 ● 10月決算法人の確定申告
● 4月決算法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告
- 1月13日 ● 源泉所得税の納付（年2回納付の特例適用者は前年7月～12月分を1月20日までに納付）
- 1月20日 ● 年2回納付の特例適用者の源泉所得税の納付（7月～12月分）
- 1月31日（土曜・休日につき2月2日）
● 源泉徴収票の交付
● 支払調書の提出
● 固定資産税の償却資産に係る申告
● 11月決算法人の確定申告
● 5月決算法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告
● 給与支払報告書の提出

(II) 知らないと損する税情報

退職金の打切支給

税 理 士 堤 一 博

ややレアなテーマですが、今年に入って複数の相談がありましたので、解説させていただきます。
まず初めに退職金に係る法人税法の原則的な考え方は、以下のとおりです。

(1) 役員退職金（法人税法第34条第2項、法人税施行令第70条、法人税基本通達9-2-28）

法人が役員に支給する退職金で適正な額のもの、損金の額に算入され、役員退職金の損金算入時期は、原則として、株主総会の決議等によってその退職金の額が具体的に確定した日の属する事業年度となります。ただし、法人が役員退職金を実際に支払った事業年度において、損金経理をした場合は、その支払った事業年度において損金の額に算入することも認められています。

ただし退職金の額が具体的に確定する事業年度より前の事業年度において、取締役会で内定した金額を損金経理により未払金に計上した場合であっても、未払金に計上した時点では損金の額には算入できません。

また、役員退職金として適正な額であることが必要で、その適正額を超える金額は、損金の額に算入されません。

(2) 従業員退職金（法人税基本通達2-2-12）

役員退職金とは異なり、法人税法上の特段の定めはないので、販売費及び一般管理費等の債務の確定の判定の要件を満たした場合に損金算入できます。

- ① 当該事業年度の終了の日までに当該費用に係る債務が成立していること
- ② 当該事業年度の終了の日までに当該債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること
- ③ 当該事業年度の終了の日までにその金額を合理的に算定することができるものであること

言い換えると、退職の事実が発生し、就業規則あるいは退職金規定等に基づきその金額と支給時期が確定していれば、損金算入することができます。

退職金（退職手当等）とは、本来退職しなかったとしたならば支払われなかったもので、退職したことに起因して一時に支払われることとなる給与をいい、したがって退職時又は退職後に使用者等から支払われる給与で、その支払金額の計算基準等からみて、他の引き続き勤務している者に支払われる賞与等と同性質であるものは、退職手当等に該当しないこととなります（所得税基本通達 30-1）。したがって、原則的には、引き続き勤務する者に対する給与は、退職所得としてではなく給与所得として源泉徴収されることとなります。退職所得については、税制優遇があり、退職所得控除が適用され、控除後の課税退職所得金額の1/2に対して課税されるため、給与所得の源泉徴収税額に比してその税額は低く抑えられています。

ところで、定年後も継続雇用（定年延長）する従業員に対し定年時に、定年までの勤務等に起因する退職金を支給する場合など、引き続き在籍することとなる従業員に一時的に退職金を支給する事があります。これを「**退職金の打切支給**」といいます。

従業員が役員に就任した場合にも、法人との関係が雇用契約から委任契約に変更されることから、従業員として勤務した期間に係る退職金が支給されます。この場合も「打切支給」といいます。

この「**退職金の打切支給**」については、次に掲げる①～⑥の一時に支払われる給与のうち、「**その給与が支払われた後に支払われる退職手当等の計算上その給与の基礎となった勤続期間を一切加味しない条件の下に支払われるもの**」は**退職手当等と取り扱われます**（所得税基本通達 30-2）。

「打切支給」の計算の基礎となったその勤続期間は、仮に継続雇用期間についても退職手当等が発生する場合、その継続雇用の勤続期間と通算しないことが条件です。その意味で「打ち切り」となります。

- ① 新たに退職給与規定を制定し、又は中小企業退職金共済制度若しくは確定拠出年金制度への移行等相当の理由により従来の退職給与地形を改正した場合において、使用人に対し当該制定又は改正前の勤続期間に係る退職手当等として支払われる給与
- ② 使用人から役員になった者に対しその使用人であった勤続期間に係る退職手当等として支払われる給与
- ③ 役員の方掌変更等により、例えば、常勤役員が非常勤役員になったこと、分掌変更等の後における報酬が激減（おおむね50%以上減少）したことなどで、その職務の内容又は地位が激変した者に対し、当該分掌変更等の前における役員であった勤続期間に係る退職手当等として支払われる給与
- ④ いわゆる定年に達した後引き続き勤務する使用人に対し、その定年に達する前の勤続期間に係る退職手当等として支払われる給与
- ⑤ 労働協約等を改正していわゆる定年を延長した場合において、その延長前の定年（「旧定年という」）に達した使用人に対し旧定年に達する前の勤続期間に係る退職手当等として支払われる給与で、その支払をすることにつき相当の理由があると認められるもの
- ⑥ 法人が解散した場合において引き続き役員又は使用人として清算事務に従事する者に対し、解散前の勤続期間に係る退職手当等として支払われる給与

ただし、この場合の「打切支給」には、法人が退職給与を打切支給したこととしてこれを未払金等

に計上することは認められていません。(法人税基本通達 9-2-35 注書き)

法人税の取扱いで特に注意を要するのが、役員が使用人兼務役員に該当しなくなった場合の退職給与です。(法人税基本通達 9-2-37)

原則は、使用人兼務役員に該当しないこととなった場合において、その使用人兼務役員であった期間に係る退職給与として支給した金額があるときは、たとえその支給した金額が、その使用人としての職務に対する退職給与の額として計算されているときであっても、当該役員に対する給与(退職給与を除く。)とするとされてしています。ただし、次の全てに該当するときは、その支給した金額は使用人としての退職給与として取り扱うことができます。

- (1) 当該給与の支給の対象となった者が既往に使用人から使用人兼務役員に昇格した者(その使用人であった期間が相当の期間であるものに限る。)であり、かつ、当該者に対しその昇格をした時にその使用人であった期間に係る退職給与の支給をしていないこと
- (2) 当該給与の額が、使用人としての退職給与規定にも基づき、その使用人であった期間及び使用人兼務役員であった期間を通算してその使用人としての職務に対する退職給与として計算されており、かつ、当該退職給与として相当であると認められる金額であること

つまり、使用人兼務役員に該当しないこととなった場合において使用人に支給する退職金を退職給与として取り扱うためには、使用人期間の退職給与を支給せず、かつ、使用人期間と使用人兼務役員期間を通算して計算することが必要であり、通算しない部分的な打切支給の場合は、役員に対する給与となり、法人税では役員賞与となるため、損金不算入となり、退職所得ではなく給与所得として源泉徴収されますので、顧問の税理士先生等と慎重に検討してください。

福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2026	1	30(金)	18:30~20:50	本部	新春講演会・会員交流会 (ご案内は12月にハガキ案内予定)	ソラリア西鉄ホテル
		18(水)	13:30~16:30	本部	新設法人説明会 (チラシは1月号に封入)	TKPエルガーラホール7F
	3	17(火)	未定	本部	決算事務説明会 (チラシは2月号に封入予定)	福岡ガーデンパレス
		17(火)	未定	〃	経営セミナー	〃
		18(水)	15:00~15:50	〃	正副会長会	〃
		18(水)	16:00~17:00	〃	理事会	〃

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)